

燃えない・燃え広がらない・倒れない

# 災害に強い街を目指して

令和12年度まで

## 不燃化特区・不燃化集中促進事業の支援制度

問合せ 指定があるもの以外は、住まい街づくり課防災街づくり係 ☎(3802)4324

### 不燃化特区

震災等で大きな被害が想定される木造住宅密集地域のうち、特に改善が必要な地域を「不燃化特区」(右地図)として指定されています。

区では、「不燃化特区」内の老朽化した建物を建て替え・解体する際に助成金等の支援を行っています。詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



### 不燃化集中促進事業

局所的に存在している、延焼の危険性が高い区域「不燃化集中促進事業対象地区」(右地図)内において、老朽建築物を建て替え・解体する際に助成金等の支援を行っています。詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



### 老朽木造建築物の建て替え助成

解体工事費、設計費、工事監理費、建築工事費(不燃化特区のみ)を助成します。



令和8年度より拡充 高齢者(70歳以上を含む)世帯と子世帯等の者が同居するために行われる住宅の建て替えにおいて、200万円を加算して助成します。※不燃化特区のみ

### 老朽建築物の解体助成

解体工事費を助成します。

令和8年度より拡充 アスベスト除去費の加算します。※不燃化特区のみ

### 専門家を派遣

建て替えや解体を検討している方に、弁護士・建築士・司法書士等の専門家を無料で派遣します(年度内5回まで)。

### 住み替え助成(不燃化特区のみ)

老朽建築物を売却し、民間賃貸住宅に転居する方に、引っ越し費用や礼金・仲介手数料、家賃(3か月分)を助成します。仮住まいは使用できません。

### 固定資産税・都市計画税を減免(不燃化特区のみ)

建て替えをした住宅や、防災上、危険な老朽住宅を取り壊した後のさら地で、要件を満たす場合に税額を減免する制度があります。申請方法等の詳細は、お問い合わせください。

問合せ 荒川区税事務所 ☎(3802)8111



区では、老朽化した建物の建て替えや解体をする際等の助成・支援制度を充実させています。ぜひ、ご活用ください。  
各種制度には、対象・条件等があります。必ず事前にお問い合わせください。

..... 不燃化特区  
■ 不燃化集中促進事業対象地区

## 空き家対策の支援制度

老朽化した空き家は、大規模地震による倒壊や火災の発生、延焼につながるだけでなく、近隣の方に危害を加える恐れがあります。空き家を所有している方、住まいの今後を考えている方は、ぜひ、ご相談ください。詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



申込み・問合せ 住まい街づくり課防災街づくり係 ☎(3802)4324

### 老朽空き家の解体助成

昭和56年5月31日以前に建築された1年以上空き家となっている建物で、区の現場調査等により倒壊等の危険性があると診断された場合に、解体工事費の一部を助成します。

### 空き家の利活用を支援

空き家を活用して、地域交流の活性化等、地域に貢献する事業を行うための改修工事費を助成します。

### 令和8年度より拡充 専門家を派遣

空き家等の適切な管理の促進を図るため、空き家問題に関するお悩みに、弁護士・司法書士・行政書士等の専門家を無料で派遣します。

## その他の取り組み

### 住宅資金の融資をあっせん

老朽住宅を耐火性の高い住宅に建て替え等をする際に必要な資金の融資をあっせんし、利子の一部を補給します。

問合せ 住まい街づくり課住宅係 ☎(3802)4454

### 家庭の震災対策を支援

強い揺れを感知したときに、自動的に電気を止めて電気火災を防ぐ「感震ブレーカー」と、「家具類の転倒・落下・移動防止対策器具」の設置工事費・器具購入費を助成します。

問合せ 危機管理課防災事業係 ☎内線418

### 狭い道路の拡幅を支援

災害時の避難が円滑に行えるよう、道幅が4m未満の道路の拡幅に協力した場合に、後退用地等における障害物除去や整地の費用を助成します。また、私道では、拡幅整備で電柱を移設する場合の費用も助成します。

問合せ 建築指導課細街路整備係 ☎(3802)4384

## 耐震化の支援制度

大規模地震による建物の倒壊から生命と財産を守るため、建物の耐震化を進めましょう。詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



問合せ 住まい街づくり課住宅係 ☎(3802)4454

### 住宅等の耐震化を支援

平成12年6月以前に建築された木造の戸建住宅等や、昭和56年6月以前に建築された非木造の戸建住宅等に対して、耐震診断や耐震補強等の耐震化にかかる費用を補助しています。

木造住宅において高齢者(70歳以上)世帯に向け実施している補助額の加算措置を、障がい者や要介護・要支援認定者を含む世帯にも適用します。

### 防災ベッド等の設置を支援

平成12年6月以前に建築された木造の戸建住宅等に対して、震災時に安全な空間を確保できる防災ベッドや、1室を耐震化できる耐震シェルターの設置費用を助成します。

### ブロック塀等の撤去を支援

道路等に面する危険なブロック塀等(高さ1.2m超え)の撤去費用を助成します。

### 緊急輸送道路沿道建物の耐震化を支援

「緊急輸送道路沿道建物」について、耐震改修工事等の耐震化にかかる費用の一部を助成します。令和8年度より補助額等を拡充しました。詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



## マンション防災対策の支援制度

大規模地震が発生すると、マンション特有の被害を受ける可能性があります。発災後も住み慣れた環境で生活を続ける「在宅避難」を行うために、普段から自助・共助の備えをしましょう。詳細は、荒川区ホームページ(右の二次元コード)をご覧ください。



問合せ 住まい街づくり課住宅係 ☎(3802)4454

### 分譲マンションの防災対策を支援

- 在宅避難ができるよう、分譲マンション管理組合に対して、防災対策工事や防災資器材備、共同備蓄品購入の費用を助成します。
- マンション管理士が防災士の資格を取得するための費用の一部を助成します。

### 分譲マンション管理組合に専門家を派遣

管理組合の取り組みを支援するコンサルタントを派遣します(1管理組合につき6回まで)。また、新たに「防災」に関する相談枠を設け、1管理組合につき年度3回までの利用を可能とし、マニュアル策定や訓練、備えるべき資器材・工事等について、気軽に相談できる体制を整備します。

### 耐震アドバイザーを派遣

昭和56年6月以前に建築された分譲マンションを耐震化するための工法・概算工事費等について相談できる、耐震アドバイザーを無料で派遣します。